

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年九月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十九日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

| | |
|--|---------|
| 上尾環状線 | 路線名 |
| (ただし、関係図面に表示する部分に限る。) 同郡同町大字小室字丸山一〇二六番三地先まで 北足立郡伊奈町大字小室字丸山一〇二五番三地先から | 供用開始の区間 |
| 令和五年九月二十九日 | 供用開始の期日 |
| 令和二年十一月六日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一六四・五五メートル | 備考 |